

宇治市環境保全審議会議事録

会議名	令和2年度第1回宇治市環境保全審議会
日時	令和2年10月19日(金) 14時00分～15時30分
場所	宇治市職員会館 大会議室
出席者	<p>委員 坂本委員 松良委員 山田委員 松原委員 古島委員 吉田委員          中川委員 多田委員 西尾委員 鳥居委員 居原田委員 岸本委員          魚住委員 杉原委員 欠席2名</p> <p>宇治市 宇野副市長(職務により途中退席)          (事務局) 福井人権環境部長 前田同部副部長          北岡環境企画課長 井上同課副課長 新田同課環境企画係長          田中同課主任 中尾同課主事</p> <p>傍聴者 3名(記者1名)</p>
1	開会
2	<p>委嘱状交付</p> <p>宇治市環境保全審議会委員の任期満了に伴い、令和2年9月1日より2年間の任期で新たに委嘱を行った。</p>
3	副市長挨拶
4	<p>正副会長互選</p> <p>「宇治市環境保全審議会規則」第4条第1項の規定により、互選により会長に松良委員、副会長に吉田委員が選出された。</p>
5	正副会長挨拶
6	<p>報告事項(要旨)</p> <p>(1) 宇治市環境保全審議会の沿革について          事務局：新田係長より、資料1「環境保全審議会の沿革について」の説明を行った。</p> <p>(2) 宇治市の環境施策について          事務局：新田係長より、資料2「宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画について」の説明を行った。</p>
	<p>質疑応答(発言要旨)</p> <p>(委員) 今後の対策について少しお伺したいんですけども、ご承知のように、今世紀末に2℃では駄目で、1.5℃までに抑えなくてはいけないということで、京都市さん</p>

の方はもう早々と 2050 年実質排出量 0 とおっしゃっていますし、京都府のほうも今年 2 月 14 日に西脇知事が宣言しておりまして、いわゆる温暖化対策計画とか色々改定作業を急ピッチで、宇治市さんとしても、何かある程度先回りして少しお考えいただく必要があるのではないのかなとちょっと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

事務局 実質排出 0 宣言につきましては、京都府さんや京都市さん、近隣の自治体がなされていることにつきましては、承知しておりますけれども、今後計画を策定するときにはですね、そういったことも盛り込んでいけるようにですね、検討してまいりたいと思っておりますので、また、環境保全審議会のほうからもご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き検討もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(委員) 実際、おそらくそういったことを現実化しようと思うとたぶんかなり大きな変化が必要になるだろうと考えられまして、シナジー効果という言い方をしていますが、従来の縦割りでなかなかやっていくのが難しいので、やはりある予算を福祉でも、環境でも、人権でも繋がるような形で、上手く施策していくとか、議論をされておりますので、ご検討いただければというふうに思っております。

### (3) 宇治市の環境に影響のある事項について

事務局：井上副課長より、資料 3 「宇治市の環境に影響のある事項について」の説明を行った

#### 質疑応答（発言要旨）

(委員) 太陽光発電設備の設置に関する条例って今、ワーキンググループで、検討されているということなんですけれども、これでいくと防災、景観、環境保全っていうことになっているんですけれども、この環境保全のところには、住環境の関係も含まれているのでしょうか。というのも議会に出された請願は、住宅地のすぐ、道路挟んですぐのところでの設置というのでさらに住民の方からの反対もあって、請願も出されてきたんですけれども、そのことも含まれてくるのかということとパネル設置による景観阻害というのは、具体的にどの辺までのことを考えていらっしゃるのかわかれば教えていただけますでしょうか。

事務局 まず、要望にもございますようにやはり住環境に、近隣に住んでおられる方からしますと太陽光の反射であったりとか熱であったりとか意見は頂戴しているのはございますし、こちらも把握はしてございます。ただし、環境の保全の観点といたします

のは、やはり後の、ほったらかしにしないようにとかいうのを想定、一番メインに  
おいておりますので、今、委員がおっしゃられました近隣の方でのというのは少し  
想定はしておらずに、宇治市のなかでもこちら環境保全審議会、特に、さきほど委  
員からもありましたように 2050 年までに脱 CO2 であつたり、再生可能エネルギーの  
促進であつたりという観点もございますので、なかなかそれを進めて行くつていう  
のも環境保全計画の中にもございますので、全てををつていうのは想定してございま  
せん。

(委員) ここでやりとりしてもなんなんですけどね。CO2 による温暖化を食い止めて行くつ  
ていうので、再生可能エネルギーをとつていうそういう観点もあるかと思つます。一  
方で、やっぱり市民の方が長年住んでこられたなかで住環境を維持しておられる  
わけですから、そういうことを抜きにはやっぱり設置できないと思うんですよ。  
たとえば、この資料のなかにもありますが、風致地区とかは除けるとなつてま  
すけども、たとえば、槇島とか小倉のほうの田畑、田園のところにな、ポンと作  
られたらこれどうなんかということもありますしね、全体を勘案してやっぱり考  
えていけないといけないかなと思うんですよ。これはもう意見です。これからず  
つと進んでいくと思うんですが、この条例案はいつごろまでに作ろうというころ  
で作業が進んでいるんでしょうかね。

事務局 委員から色々ございましたように、この太陽光発電の規制の条例に関しましては、  
地元住人の方からのご請願を議会で採択されて、その主旨を踏まえて市としまして  
も都市整備部が今回中心となつてござつますけれども検討を進めてござつます。私  
どもの立場といたしましては、先ほど事務局から申しましたように、再生可能エネ  
ルギーを進めていくという立場にござつます。ただ一方で、やはりご請願いただ  
いた重みというのもございますので、そのあたりどういったところで皆さんが納得  
いただけるような条例にしていくかということと今、現在、時間をかけて検討して  
いるところですよ。

当然。今後も条例化を進めていくことになつたら、パブコメ等ですよ、含め  
た市の規定にそつた手続きで進めさせていただくことになつますので、さきほども  
ご質問ございましたけれども、そのような背景もありますので、我々としまして  
も慎重に進めなければならないと考えているところではありますので、また然るべき  
時期が参りましたら、こちらの審議会含めまして関係者の皆様にご指導をお願い  
したいと考えております。

(委員) 3 点教えていただきたいんですけども、環境保全ということで反射光とか景観と  
かその辺は若干考えられるんじゃないかなというのが 1 つと、条例の対象になる  
規模というのは今、どうつてい感じでお考えになつているのかなというのが、2

点目です。3点目としてはですね、建物に建っている太陽光発電設備は条例対象にしない、建物以外のところを対象にする。これは再生可能エネルギーをどんどん普及しないといけないということなんだろうけど、今現在ですね、FIT制度からすれば、FIT制度色々改正なりが、どんどん加えられてですね、250kW以上は入札制度がですね、そういったところで1kWあたり13円とか12円とか非常に低い形になっている。普及させるのには、何か仕組みとして何かプラスする、これを何か条例で何か後押しする、そういうようなものはお考えなのかなというのが3点目です。

事務局 対象の規模等でございますけれども、現在まだワーキンググループで協議中でございます。検討中でございます。

普及に関しましても今、今回請願で出てまいりましたのが、規制をしてくれという請願でございます。その主旨のもと原則進めるかたちを考えてございますので、なかなか普及っていう面とリンクがさせなければならぬんですけどなかなかちょっと難しいところがあるということで、そこも現在ワーキンググループの中で環境の立場としては申し上げておりますけれども今現在、検討中ということでございます。パネルからの太陽光の反射光につきましては、現時点では、検討していない現状です。

(委員) 再生可能エネルギーの普及っていうことを考えたらそれはそれでどういうやり方が、環境に負荷をかけないやり方っていう風にするのかって大きな課題だと思うんですけども、それと同時にやっぱり資料2のところでも部門別の排出状況の報告を兼ねたんですけども、廃棄物のところでかなり増えている、なかなか減っていない、どこら辺のところでも減らないのか、どうやったら減らせるのかということも併せて考えて行かないと相対的に排出ガスの規制っていうことができないと思うんです。

総合的に勘案しながら考えていくっていうそういうことが大事かなと思います。これは私の意見ですけども。

(委員) この事業やってCO2削減はどれくらいになるんでしょうか。それとおそらく賛成と反対とあると思いますんで、市民の方々にメリットあるのかどうか、何か電気料金でも安くなるのかとか色々あるのかどうか。でないとなかなか納得されないと思います。

事務局 すみません。現状におきましては、どれほど市民の方にメリットがあるか等については検討の中には入ってございません。

あくまで一部市民の方から請願をいただきまして、それが市議会において請願が可

決されたというところで当市としても規制に関する動き、条例の策定に動いているところがございますので、その点はすみませんご理解いただければと思います。

(委員) せっかくの機会でございますので、本審議会や宇治市の環境施策について、ご意見やご質問はございませんか。

(委員) 初めて出させていただいたわけなんですけれども、やっぱり有意義な会議にさせていただきたいなあとものごく感じまして、この宇治の関係の会議に出ましても、話しがありまして、それについてどうですか、いいですか、ダメですか、ダメですかって話はないんですけれども、いいですかじゃあ説明終わりましただけで終わってもつまらないと思いますので、やはりこれに出していただく資料の中に、単純な話ですが、事業やられるところの説明会に僕出たことないんですけど、どこかがやる、これだけのメリットがあるというですね、委員が言われたみたいにメリットはこれだけあるんだ、企業としても十分利益が出る、だから企業はやりたい、宇治市としても発電があるんで後押ししたい、じゃあメリットがこれだけあるんだということがまず1つと、これは京都市のゴミの焼却のところですね、山の方のところなんですけれども、ここの場所行かあったことありますか？ 皆さんどうですか、この山登って、このゴミ放るところ見えなかったんですけど、この道通ったことあるんですが、ここにですね、やっぱり、産廃のトラックがどんどん通っていくんやというイメージになりますとどれくらいの道幅で入れ違い、すれ違いやって、ここ通るんやなというのを、今の白川のところ見ていただいでですね、あんなええところではないんですね、えらいとこと通って行くのに、これはちょっと逆にまずいんやないかなと、地図だけで見て京都市さんどうですか、京都府さんどうですか、大津市さんどうですか。という話ではなくして、やはり、当然見に行かれたと思うんですけど、あれ見てどうかと、事務局というのが、それが良い悪いとか、道幅がこんだけとか数値で示すだけかもしれないんですけど、今のままではどうもちょっと直してもらわないといけないのか、道路も北白川みたいに整備してもらったら行きやすいから、まあまあええんやないのとか、また宇治も利用できたらええやないのとか次の話になるんですが、どうですかって言われて、どうでしょうねということしか言えないんで、それでは、折角来て、みんなこんだけ来ていただいたら、やはり宇治市も見てきた、私も見てきたやつですけど、これ写したやつなんですけど、こんなとこなんです、すれ違うのは、ここは大変ですけど、ここを直して十分使えますよというふうな話があって、だから宇治市としては、まあまあええんやないかと担当としては思いますとか言う話になるところで、写真も見せてもってないし、太陽光パネルも、進めて行って決して人の邪魔になる、そうではないと知っていて、宇治市さんが後押しして進める事業なのか、それともこれはちょっとなあと困った事業してはる

んやと、市としてどっちかと。前に進めていっていただきたい事業やったら、そういう住民の方にはこういう事業やと説明を、写真のこの場所なんですよ、パネルが並んだ完成予想図はこうなんですよと見せてもらおうと話しに弾みがつくかなと、是非、改善していただけたらどうかなと思って発言させてもらいました。

事務局 会議等の進め方等につきまして提案いただきましたし、今後、皆様が、有意義に活発にご議論いただけるような資料の準備の仕方というのを、工夫できるところは活かしてまいりたいというふうに思います。また本市としまして、なかなか色々な立場の見解もございますし、たとえば、産業廃棄物処理施設ですと私どもに許可等の権限がありません。ですから、今現在地元住民の方の不安をいかに払拭して進めていけるか、払拭して頂けるかというところがまず大切だと思います。

太陽光の規制条例につきましてもさきほど申しましたとおり、地域の方の請願をふまえて色々な利害関係といたしますかね、私の方は進めていきたい 規制もかけていただきたい地元のかたの思い、そこらへんはきちっと全体的に総合的にですね、どのように進めていくのかってところがやはり一番大事だと思っております。この辺、今現在具体的にですね、もう少し決まった方向性もいずれもまだお示しする段階ではございませんけど、引き続き、我々といたしましては一番良い方法、方向性を探ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

また、産業廃棄物処理施設の蛇羅谷ですね、今おしゃっていた、私も何度も行っておりますけど、本当にこの道を通るのかというような場所に確かにございます。私どもも京都市長に要望させていただいた中にも一部そういったそういうところを軽視しているといったようなことも意見として申し上げておりますので、引き続きですね、住民の方ご意見も含めて慎重に進めて参りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

(委員) 今は2年に一回の開催になっているんですけど、この資料はたしか事前に送っていただいていたような気がするんですけど、今回は議題とかまったく事前に通知とかなかったんでここに来て初めて資料をみることになったんで、事前に送っていただくことはできないでしょうか。

事務局 申し訳ございませんでした。次回以降ですね、そのあたり改善させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

7 その他連絡事項等について

(事務局) 事務局より、以下の連絡がなされた。

- ・ 配付された宇治市環境保全審議会委員名簿は、ホームページ等で公開予定。

(会 長) 会長より、以下の連絡がなされた。

- ・ 議事録の作成は、事務局が行う。
- ・ 内容の精査は、会長が行う。

8 閉会挨拶 (人権環境部部長)

9 閉会